



「個人の尊厳」なくして、自由と平等はない



新型コロナウイルス感染症拡大禍の世界で、露になった貧困と人種差別への怒りが、具体的行動となってクローズアップされています。

不自由で不平等な実態があるから「自由と平等」が問題になります。私たちは、生まれながらにして貧富の差、男女の差、人種の差、地域格差、国家間格差等々の不平等から始まります。だからこそ「法の下の平等」が謳われ尊重されています。しかし、残念ながら、これは建て前に過ぎない実態があります。

1963年8月28日、公民権運動指導者マーティン・ルーサー・キング牧師の「私には夢がある。いつの日にかこの国が立ちあがり『すべての人間は平等に創られているという真理は、自明のことである』とい

う信条の、まことの意味を完全に生かしぬくということとを……」。心打たれる演説です。

日本国憲法の根底には「すべて国民は、個人として尊重される」（第13条）とあり「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」の三大原理も、この「個人の尊厳」を根拠にしています。

しかし、現実の社会や職場では、個人や人間性が軽視され「会社のためには……」「少々辛抱してでも……」「少々危険かもしれないが……」「少々不便かもしれないが……」となつていませんか。「競争と差別」の職場支配を跳ね返す労働者階級としての自覚が問われています。私たち額に汗して働くものが、社会を支えているという自信と誇りを持つことです。

労働大学副学長 須藤 行彦